

かつらぎ町役場からのお知らせ

町民の皆様には、平素より町行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町の新型コロナウイルス感染症対策については、町ホームページ、防災メール及び新聞折り込みにより5月31日までの対応について既に周知しているところです。

この度、全国の緊急事態宣言が解除された5月25日の政府発表とそれを受けての県の方針、近隣市町の対応を踏まえ6月1日以降の本町新型コロナウイルス感染症対応についてお知らせいたします。

なお、今後、活動の再開による第二波の感染拡大も懸念されます。

町民の皆様には、引き続き不要不急の外出や、府県を超えての移動の自粛をいただくとともに、日常生活における感染予防措置を継続いただきますようお願いいたします。

令和2年5月28日

かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部
本部長 中 阪 雅 則

- **申請書の送付について**・・・申請書については、5月21日（木）から郵送による配布を行っており、25日（月）で配布が完了しております。
現時点で届いていない世帯は、役場新型コロナウイルス感染症窓口にお問い合わせください。
- **申請における注意事項**・・・5月28日時点で町内世帯の約半数以上の申請が行われています。
申請の内容や添付書類に不備があった場合は、内容確認や修正作業のため、給付（振込）が遅れます。
提出に際しては下記の事項にご注意ください。

★ お問い合わせをする場合がありますので、日中連絡可能な電話番号をご記入ください。

★ 申請には、申請者の身分証明(免許証、保険証等)と、振込先の通帳(口座番号、口座名義人が印字されたもの)又はキャッシュカードのコピーの添付が必要です。(基本は世帯主申請)

★ 世帯主以外の家族の口座に入金する場合、申請書裏面の代理申請欄の記載と、世帯主及び代理申請者の身分証明、振込先の通帳(口座番号、口座名義人が印字されたもの)又はキャッシュカードのコピーの添付が必要です。

**★ 申請期限は8月18日(火)までです。
期限を過ぎると申請いただくことができなくなります。**

《それ、給付金を装った詐欺かもしれません！》

特別定額給付金の支給に関連し、行政機関を騙った詐欺事案が発生しております。
町や総務省から、ATMの操作をお願いしたり、手数料の振り込みを依頼することは絶対にありません。
不信な電話や郵便、メールが届いたら役場や警察にご連絡ください。

○【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

咳や発熱などの症状が見られる場合	橋本保健所	☎0736-42-3210
県外からの転入、帰省、外国からの帰国	帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル	☎073-441-2170
支援制度に関する相談窓口	支援本部相談窓口	☎073-441-3301
休業要請・緊急事態宣言に関する相談窓口	9:00～17:45 (6月末まで土・日対応)	☎073-431-2684
	9:00～17:45 (6月末まで土・日・祝日含む)	☎073-431-5726

特別定額給付
(10万円給付)

住 民 生 活

小・中学校
花 園 幼 稚 園

6月1日より通常登校とします。(スクールバスについても通常運行となります。)
クラブ活動については、6月8日より再開いたします。

公営施設等	児童館・公民館・社会体育施設	6/1より閉館、利用再開（感染症対策を行う）
	西部公園パークゴルフ場	6/1より利用再開（県外の方の利用自粛を啓発）
	学校施設の開放	授業でも使用のため、当分の間、学校体育館は利用中止
	スポーツ少年団活動	6/1より活動再開（感染予防の徹底）
	総合文化会館	6/1より閉館（感染症対策を行うとともに、大規模イベントの開催については自粛を継続）
	かつらぎ FITNESS(体づくりフロア)	6/1より利用再開（感染予防の徹底）
	子育て支援センター「はぐくみ」	6/1より利用再開（感染予防の徹底）
地域交流センター	6/1より閉館、利用再開（感染予防の徹底）	

イベント等	※ 現時点で決定したものです。		
	7～8月	町民プール	今年度は開業いたしません。
	8月	かつらぎ夏祭り	今年度の開催は中止とします。
		星空のつどい(花園地域)	今年度の開催は中止とします。
	11月	産業まつり	今年度の開催は中止とします。
人権フェスティバル		今年度の開催は中止とします。	

- かつらぎ町応援クーポン券～かつらぎ町新型コロナウイルス対策事業～
町民1人に対し、5,000円分クーポン券+ごみ袋無料引換券(小10枚入り1袋)をセットにして配布します。6月下旬に世帯主様宛に「クーポン券引換券」を郵送いたします。
このクーポン券は町内の取扱店でご利用できます。(使用期限：令和3年1月31日(日)まで)

取扱店募集

クーポン券を利用できる事業者を募集します。
詳しくは、かつらぎ町商工会にお問い合わせください。(登録期限：令和2年6月22(月)まで)
 お問合せ・お申込み：かつらぎ町商工会 ☎0736-22-1402 (平日 8:30～17:00)

引換場所と日時は、引換券に記載しています。

- ※DV避難中で世帯を分けて受取りたい方は6月18日(木)必着で申請書を提出して下さい。
 お問合せ：かつらぎ町役場 産業観光課・住民福祉課 ☎0736-22-0300 (平日 8:30～17:15)

町独自施策

- 巡回バス運行事業
「かつらぎ町応援クーポン券」を発行するにあたり、高齢者の方などの移動手段を確保するため、スクールバスの空き時間を活用した巡回バスを運行します。
運行開始時期：7月1日(予定) 運賃：無料
運行内容：右回り、左回り1日4便(月・火・木・金)
(詳細については7月広報、町ホームページをご覧ください)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の減免

対象期間	令和2年6月使用分～令和2年8月使用分
減免内容	使用水量の80%を減免 納付額の下限：基本料金 減免額の上限：300,000円
対象者	・緊急小口資金の特例貸付を受けるもの ・総合支援資金の特例貸付を受けるもの ・雇用調整助成金を受けるもの ・持続化給付金を受けるもの ・新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けるもの ・セーフティーネット保証の融資を受けるもの
申請方法	「水道事業納付金減免申請書」に上記証明書類の写しを添付
申請受付期限	令和2年12月28日まで
問い合わせ先	かつらぎ町上下水道課 ☎ 0736-22-6566 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

感染者患者や関係者等への配慮
新型コロナウイルス感染者やそのご家族及び対策に携わった方々に対し、誤った情報や不確かな情報による不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などはあってはならないことです。
町民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。

- ★ 当該折込みは、町ホームページでもご覧いただけますが、折込み及びホームページをご覧になれない世帯にはご近所、お友達よりお知らせしてあげてください。

《お問い合わせ先》 かつらぎ町役場 新型コロナウイルス感染症窓口 ☎0736-22-0300 (代表)
平日 8:30～17:15 休日 8:30～17:00 (日直対応)